



Title	本文系統の認定をめぐる諸問題：書陵部蔵三条西家本源氏物語について
Author(s)	加藤, 洋介
Citation	詞林. 2012, 52, p. 12-24
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67646
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

本文系統の認定をめぐる諸問題

—書陵部藏三条西家本源氏物語について—

加藤 洋介

一 問題の所在—玉鬘卷について—

複製本が刊行された三条西家本の源氏物語として、日本大學藏本と宮内庁書陵部藏本とがよく知られている。このうちの書陵部本は、かつて日本古典文学大系において底本として採用され、「三条西実隆筆による青表紙証本」であり、「いわゆる三条西家証本（引用者注—日本大学藏本など）の親本である」とされたものである。書陵部本には実隆の奥書きがあり、桐壺卷卷末には「此物語五十四帖以青表紙證本令書寫校合」、夢浮橋卷卷末には「此物語以青表紙證本」とあって、「青表紙証本」なる語が繰り返し記されている。

この奥書きに疑義を呈したのが池田利夫氏である。^③書陵部本のうち、玉鬘・匂宮卷は河内本、須磨・梅枝・柏木・宿木卷は別本に属させるべきであり、他系統の卷が混在する取り合はせ本であることを指摘したのであつた。書陵部本を「青表紙証本」と称することは、これによつて誤りであることが確

定したと言つてよいであろう。のちに片桐洋一氏も、書陵部本柏木卷が尊經閣文庫藏定家自筆本とはかなり異なり、別本との共通点を持つ本文であることを、多くの例をもつて示している。

池田利夫氏が河内本であるとした玉鬘卷について、実際のところを確認してみる。卷頭近く、『源氏物語大成』行目から721頁4行目までの部分である。

【書陵部本】

は、君の御ゆくゑをしらむとよろつの神仏に
申てよるひるなきこひてさるへき所々を
たづねきこえけれとつゐにえき、いてすさらは
いか、はせんわか君をたにこそは御かたみに
見たてまつらめあやしき身にそへたてまつりて
はるかなる道におはせん事のかなしき事なを
ち、君にやはのめかしきこえましとおもひけれと
さるへきたよりもなきうちには、のおはしけむかたも

しらすたつねとひ給は、いか、きこえむまたよくも
見なれたまはぬにおさなき人をと、めたてまつり
給はむもうしろめたかるへしりなからはたいて
くたりねとゆるし給ふへきにもあらしなとをのかし、
かたらひあはせていとうつくしうた、いまから
けたかうきよらなる御さまをことなるしつらひもなき
ふねにてこきいつるほといとあはれになむ
おほえけるおさなき心地には、君をわすれす
おりくには、の御もとへ行かととひ給につけて
なみたたゆるときなくむすめとも、おもひこかるゝを
ふなみちゆゝとかつはいさめけりおもしろき
所くを見つ、心わかうおはせし物をかゝるみちを
みせたてまつるものにもかなおはせましかはわれらは
くたらさらましと京のかたのみおもひやらるゝに
かへるなみもうらやましく心ほそきにふなこともの
あらくしきこゑにてうらかなしくも遠くも
きにけるかなどうたふをきくまゝにふたり
さしむかひてなきけり
舟人も誰をこふとかおほしまの
うらかなしけにこゑのきこゆる
こしかたも行ゑもしらぬおきにいて、
あはれいつくに君をこふらむ

【河内本】（蓬左文庫蔵・尾州家本^⑤）

は、きみの御ゆくゑをしらんとよろつの神ほとけに
まうしてよるひるなきこひてさるへきところくを
たつねきこえけれとつゐにえき、いてすさらは
いか、はせむわかきみをたにこそは御かたみに
見たてまつらめあやしき身にそへて
はるかなるみちにおはせんことのかなしき事なを
ち、君にやほのめかしきこえましとおもひけれと
さるへきたよりもなきうちには、のおはしけむかたも
しらすたつねとひ給は、いか、きこえんまたよくも
見なれたまはぬにおさなき人をと、めたてまつり
給はんもうしろめたかるへしりなからはたゐて
くたりねとゆるし給へきにもあらしなとをのかし、
かたらひあはせていとうつくしうた、いまから
けたかうきよらなる御さまをことなるしつらひもなき
ふねにのせてこきいつるほといとあはれになん
おほえけるおさな心地には、きみをわすれす
おりくには、の御もとへゆくかととひたまふにつけて
なみたたゆるときなしむすめとも、おもひこかるゝを
ふなみちはゆゝとかつはいさめけりおもしろき
ところくを見つ、心わかうおはせし物をかゝるみちを
見せたてまつるものにもかなおはせましかはわれらは
くたらさらましと京のかたのみおもひやらるゝに

かへるなみもうちやましく心ほそきにふなこともの
あら／＼しきこゑにてうらかなしくもとをく
きにけるかなとうたふをきくまゝにふたり
さしむかひてなきけり

ふな人もたれをこふとかおほしまの
うらかなしけにこゑのきこゆる
こしかたもゆくゑもしらぬおきにいて、
あはれいづくときみをこふらん

両者の対応関係がわかりやすくなるよう、適宜改行してある。漢字と仮名の相違や仮名遣などを除いて、両者間に本文異同のある箇所には相互に傍線を付した。「身にそへたてまつりて」—「身にそへて」「ふねにて」—「ふねにのせて」「おさなき心ちに」—「おさな心地に」「たゆるときなく」—「たゆるときなし」「ふなみち」—「ふなみちは」「遠くも」—「とをく」「あはれいづくに」—「あはれいづくと」というように、少なからず異同のあることが了解されよう。

しかしながら、これを定家本と比べてみると、書陵部本は河内本にきわめて近い状況にあることが知られる。

【大島本】（古代学協会蔵）
は、君の御ゆくゑをしらむとよろつの神ほとけに
申てよるひるなきこひてさるへき所々を

たつねきこえけれとつるにえき、いてすさらは
いかゝはせむ若君をたにこそは御かたみに
みたてまつらめあやしきみちにそへたてまつりて
はるかなるほとにおはせむ事のかなしきことなを

ち、君にほのめかさむと思けれど
さるへきたよりもなきうちには、君のおはしけむかたも
しらすたつねとひ給は、いかゝきこえむまたよくも
みなれ給はぬにおさなき人をとめたてまつり

給はむもうしろめたかるへししりなからはたいて

くたりねとゆるし給へきにもあらすなどをのかし、
かたらひあはせていとうつくしうた、いまから
けたかくきよらなる御さまをことなるしつらひなき
舟にのせてこきいつるほといとあはれになむ

おほえけるおさなき心ちには、君をわすれす

おりくには、の御もとへゆくかととひ給につけて
涙たゆるときなくむすめとも、思こかるゝを
ふなみちゆ、しとかつはいさめけりおもしろき

ところ／＼をみつ、心わかうおはせし物をかるみちをも
みせたてまつる物にもかなおはせましかはわれらは
くたらさらましと京のかたを思やらるゝに
かへるなみもうちやましく心ほそきにふなこともの
あら／＼しきこゑにてうらかなしくもとをく
きにけるかなとうたふをきくまゝにふたり

さしむかひてなきけり

ふな人もたれをこふとかおほしまの
うらかなしけにこゑのきこゆる
こしかたもゆくゑもしらぬおきにいて、
あはれいづくに君をこふらん

河内本と異同のある箇所に傍線を付した。異同は14箇所にのぼるが、そのうちの9箇所では書陵部本は河内本に一致する。ところが逆に4箇所については、書陵部本は定家本に等しい。さらに書陵部本には、定家本にも河内本にも一致しないところが1箇所ある。先に挙げた書陵部本と河内本の異同7箇所では、書陵部本が定家本に一致するもの4例、河内本と定家本に異同がなく書陵部本だけが異なるものが2例、河内本とともに定家本とも異なるものが1例となる。

この場面に限らず玉鬘巻全体にわたって、書陵部本は基本的には河内本に一致するものの、全同ではない。大まかに言って『大成』一頁分の本文量で数箇所の異同が生じている。書陵部本が完全に河内本に一致するわけではなく、定家本と一致する場合があるなど、ゆれが生じていることは池田利夫氏も認めている。この状況をもって書陵部本の本文系統を認定すれば、やはり河内本であると認めざるをえないのだが、しかししながら書陵部本玉鬘巻の本文系統を河内本と認定するにとどめ、その本文の実態が持つ意義との間には、大きな乖離がある。

生じてしまう虞がある。端的に言つてしまえば、書陵部本玉鬘巻は純粹な河内本を伝えるものではなく、他本との校合によって作られた河内本であったということである。系統認定にあたつて本文のゆれを認めねばならなかつたのは、校合という作業が介在した痕跡のなせる技であり、たんなる誤写の集積といった性質のものではない。

そうした校合の痕跡を留める典型的な異同が、先に見た書陵部本が河内本とも定家本とも一致しなかつた次の例である。

身にそへたてまつりて（書陵部本）——身にそへて（河内本）
——みちにそへたてまつりて（定家本）

これはもともと定家本の本文であつたところへ河内本が校合されたものの、「たてまつり」の部分が残つてしまつたゆえの異文ではあるまい。

他本との校合は、ミセケチや行間への書き入れによつて行われるのが一般的であろう。そうした姿を今日に伝える写本もある。一字一句を誤りなく精確に校合することは並大抵の作業ではなかろうし、かりに校合作業が完璧に行われたとしても、その本から新たに写本を作成する際、それらの校合をすべて辿りながら見落としなく書写することの難しさは、容易に想像されるところである。また校合の質も問題となる場

合があろう。徹底した校合作業であれば仮名遣や漢字と仮名の相違にまで校合の手が及ぶこともあるうし、そうでない場合でも音便などの軽微な差異については採否の選択が生じる可能性もある。先に取り上げた場面では、書陵部本が河内本とは一致せず、定家本の本文になつてゐるところは、河内本との校合時あるいは書写時に見逃されてしまつたものとの説明が可能である。

これらのこととを玉臺卷全体にわたつて確認するためには、まずは校合の痕跡を留めるものと推測できる事例、およびそこから派生して書陵部本の校合の実態を窺うことが可能な事例について、諸本の状況を確認しながら検討してみる必要がある。

二 校合の痕跡

書陵部本の校合はかなり丁寧に行われたと見える。音便に関わる異同であつても、ほぼすべての事例にわたつて、書陵部本は河内本と同じかたちになつてゐる。しかしながら河内本の独自表記と思われるような次の二例では、

くちかため給しを——くちかためたまふしを宮鳳尾大東野
(07 19—12)

の給ければ——のたまふければ宮鳳尾大 (07 51—09)

書陵部本はそれぞれ「くちかため給ひしを」「の給ければ」のように、通常よく見られる表記となつてゐる。校合の際に対象から外されたものと見なすことができる。

さらに書陵部本と河内本との間に異同が発生してゐる事例を見てゆくと、必ずしも多くはないが、河内本との校合によつて生じた異文と推測できるものがある。

① 御すちといふとも——すちといへと河——御すちといへと
証 (07 24—06)

② せかいにもおはしけめ——さかひにおはしましにたるを
河——せかひにおはしましにたるを証 (07 24—08)⁷

③ 三十はかりなる——とし四十はかりなる河——とし三十は
かりなる証 (07 25—03)

④ をんなはら——をんなはた、河——女房た、証 (07 32—02)

⑤ かちよりあゆみ——かちあゆみは河——かちあゆみ証 (07
33—01)

⑥ ふとりにけり——ふりにけるに河——ふとりにけるに証
(07 34—01)

⑦ 君の御事は——ひめ君の御ことははかなきよを思ふにあ
へなくもやいはむとてかけむもゆ、しくて河——君の御こ
とをははかなき世を思にあへなくもやいはむとてかけむ
もゆ、しくて証 (07 34—06)

⑧ う月のひとへめくものに——うへにのしひとへめくもの

河——つきの、しひとへめく物証（0735—09）

⑨あか姫君——君を河——あかひめきみを証（0736—11）

⑩たのもしくそおほしなりぬる——たのもしくおほしなりぬ河——たのもしくおほしなりぬる証（0741—06）

⑪てうしたるも——、「テ」うしたるを河——、「テ」うしたるをも証（0752—11）

⑫さまで——人のさまに河——人さまに証（0753—07）

⑬についたる——にけついたるとも河——にけついたる証（0754—11）

⑭はつかしきまみ——いとはつかしき御けしき河——いとはつかしきまみ証（0755—08）

書陵部本の略号には、他の拙稿と同じく「証」を用いた。

書陵部本が独自異文となつてゐるのは、定家本の本文だつたものに河内本が校合された際、①は定家本の「御」、②は定家本の「せかひ」がそれぞれ残存したものではなかろうか。ミセケチや補入によつて校合を加える段階、あるいは校合後の書写の段階において見過ごされてしまうと、書陵部本のようないふが生まれることになる。以下の例も、なかには誤写による場合も含まれているかもしだれないが、河内本になり損ねた定家本の痕跡を書陵部本に見いだすことができる。

さらに注目すべきは、④と⑭の例である。④の定家本「をんなはら」に河内本「をんなはた、」を校合しても、ただち

に書陵部本「女房た、」にはならないであろうし、⑭においても定家本が「はつかしきまみ」であれば「いとはつかしき御けしき」という河内本を校合しても、書陵部本「いとはつかしきまみ」は生まれない。これらは定家本として大島本を使用しているために不自然に見える現象であり、定家本系統の諸本間異同を見ると、④では「をんなはら」に對して「女はう」、④では「まみ」に對して「君」との本文になつてゐる伝本がある。これはいずれも肖柏本・正徹本・大正大学蔵本の三本である（ただし肖柏本は「君」をミセケチにして「みけしき」とする）。

これまでにたびたび言及してきたように⁸、肖柏本・正徹本・書陵部蔵三条西家本・大正大学蔵本の伝本群は、本文上はもぢろんのこと、表記に関わる点においても共通するところを多く有する。この玉鬘卷では、書陵部蔵三条西家本を河内本であると認定し、定家本系統の伝本群から除外するだけでは、本文の素性を見定めたことにはならないであろう。書陵部本の玉鬘卷は、他の卷と同様に肖柏本・正徹本・大正大学蔵本に近い本文を有していたものが、何らかの事情でこの卷は河内本との校合の対象となり、そのような本文成立事情の痕跡が、部分的に肖柏本・正徹本・大正大学蔵本と一致するところに垣間見えるということなのである。

玉鬘卷全体にわたつて、定家本系統のうち肖柏本・正徹本・大正大学蔵本に異同がある場合について、書陵部本と河

内本との関係を含めて見渡すことができるようの一覧にしてみる。使用した略号は、以下の通りである。

07 21 10	07 21 08	07 21 05	07 21 04	07 20 14	07 20 10	07 20 05	07 20 04	07 20 03	07 19 14	07 19 13	07 19 12	07 19 07	大成 貢数
のほりなど	そひ給ふて	すきて	かねのみさき	ひなのわかれに	京のかたを	ゆくかと	おり／＼に	おり／＼に	おはしけむ	みちに	わかきみの	御めのとの	大島本
のほりなむと	そひて肖	すきても徹正	かねのみさきを肖徹正	ひなのわかれになとそ肖正	京のかたのみ池正	いくかと池肖三徹正	おり／＼には徹	おり／＼には徹	おはせむ徹	みに肖	わか君徹	御めのと正	肖・徹・正
													河内本
○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○
○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○
													備考
									徹 「や」 補入				
													三条西家本（日本大学蔵）
													正徹本（宮内庁書陵部蔵）
													大正大学蔵本
													河内本ハ宮尾東ノミ
													書陵部本

本文系統の認定をめぐる諸問題（加藤）

河内本・書陵部本の項にそれぞれ「〇」があるものは、肖柏
巻頭から玉鬘巻の本文量五分の一弱の用例を拾つてみた。

本・正徹本・大正大学蔵本に一致するもの、すなわち肖柏本・正徹本・大正大学蔵本はもともと河内本に一致していた

ため、校合の前後にかかわらず書陵部本は河内本の本文を有していたことになる。意外にこうした例は多く、室町期に流布していた定家本源氏物語のありようを考える際、意識しておくべきことがらであろう。

河内本・書陵部本の項にそれぞれ「×」があるのは、河内本・書陵部本とともに肖柏本・正徳本・大正大学蔵本に一致しない場合であるから、河内本との校合に際して、書陵部本では校訂されたと推測されたものである。書陵部本に「河」とあるものも、校合によつて河内本の本文となつたものである。定家本系統のうち肖柏本・正徳本・大正大学蔵本に異同がある場合に限つた一覧であるため、定家本に異同がなく、書陵部本が河内本に一致する大量の事例はここには挙がらない。

問題なのは河内本の項が「×」であり、かつ書陵部本に「○」がある場合で、多くはないが、書陵部本が肖柏本・正徳本・大正大学蔵本のいずれかと一致し、しかも河内本とは異なる。書陵部本の獨自異文であり、誤写や校合ミスなどが想定されるものである。紙幅の都合ですべての用例を挙げることはできないが、書陵部本の本文および校合の様相について、およその見当を得ることはできよう。

三 句宮卷について

さて、池田利夫氏は玉鬘巻のほかに、句宮卷についても河内本であるとの認定を下している。これについても巻頭部分のところで、実態を確認してみる。

【書陵部本】

光かくれ給にし後かの御影に立つき

給へき人そらの御すゑ／＼にありかたかりけり

おりゐのみかとをかけたてまつらむことはかたしけなし

たうたいの三の宮とおなしおとゝにておひいて給し

みやのわか君とこのふた所なむとり／＼に

きよらなる御名とり給てけにいとなへてならぬ

御ありさまともなれといとまはゆきゝはには

おはせさるへしたゝよのつねの人さまにめでたくあてに

なまめかしくおはするをもとゝしてさる御なからひに

人のおもひきこえたるもてなしありさまもいにしへの

御ひゝきけはひよりはやゝたちまさり給へる

おほえからなむかたへはこよなういつくしかりける

紫の上の御心よせことにはくゝみ給し

ゆへに三宮は二條院におはします春宮をはさる

やむことなき物にをきてたてまつり給てみかと后

いみしうかなしうしたてまつりかしつきゝこえさせ給

宮なれば内すみせさせたてまつり給へと猶心やすき
ふる里にすみよくし給なりけり御元服したまひては
兵部卿宮ときこゆ女一の宮は六條院のみなみのまち
東のたいをその世の御しつらひあらためす
おはしましてあさ夕にこひしのひきこえ給二宮も
おなしおとゝのしむ殿を時々の御やすみ所にし給て
梅つぼを御さうしにて右のおほいとの、
中姫君をえたてまつり給へり

【河内本】（蓬左文庫蔵・尾州家本）

ひかりかくれ給にしのちかの御かけにたちつき
給へき人そこらの御すゑ／＼にありかたかりけり
おりゐのみかとをかけたてまつらん事はかたしけなし
當代の三宮とおなしおとゝにておひいて給し
宮のわか君とこの二ところなんとり／＼に
きよらなる御名とりたまひてけにいとなへてならぬ
御ありさまともなれといとまはゆき、はには
おはせざるへしたゝよのつねの人さまにめてたくあてに
なまめかしくおはするをもとゝしてさる御ながらひに
人のおもひきこえたるものてなしありさまもいにしへの
御ひ、きけはひよりはやゝたちまさり給へる
おほえからなんかたへはこよなういつくしかりける
むらさきのうへのおほん心よせことにはくゝみ給し

ゆへに三宮は二条院におはします春宮をはさる

やむことなきものにおきたてまつり給てみかときさき

いみしうかなしうしたてまつりかしつき、こえさせ給

宮なればうちすみをせさせたてまつり給へとなをこゝろやすき

ふるさとにすみよくし給なりけり御元服したまひては

兵部卿宮ときこゆ女一宮は六條院のみなみのまちの

ひんかしのたいをそのよの御しつらひあらためす

おはしましてあさゆふにこひしのひきこえ給二宮も

おなしおとゝのしんてむをとき／＼の御やすみところに

し給て
むめつぼを御さうしにて右のおほい殿の
なかひめきみをえたてまつり給へり

し給て
むめつぼを御さうしにて右のおほい殿の
なかひめきみをえたてまつり給へり

なかひめきみをえたてまつり給へり

『大成』句宮卷の巻頭一頁分について、玉鬘卷と同様の方
法で本文を掲げてみた。漢字と仮名の相違や仮名遣などを除
いた本文異同は、「をきてたてまつり給て」—「おきたてま
つり給て」、「内すみ」—「うちすみを」、「六條院のみなみの
まち」—「六條院のみなみのまちの」の三箇所である。
これに対応する定家本の本文を掲げてみる。

【大島本】（古代学協会蔵）

ひかりかくれ給にし後かの御影にたちつき
給へき人そこらの御すゑ／＼にありかたかりけり

おりゐの御門をかけたてまつらんはかたしけなし
たうたいの三宮そのおなしおとゝにておひいて給し
宮のわか君と此二所なんとりくに
きよらなる御名とり給てけにいとなへてならぬ
御有さまともなれといとまはゆききはには
おはせさるへしたゝよのつねの人さまにめてたくあてに
なまめかしくおはするをもとゝしてさる御なからひに
人の思きこえたるもてなし有さまもいにしへの
御ひゝきけはひよりもやたちまさり給へる
おほえからなむかたへはこよなういつくしかりける
むらさきの上の御心よせことにはくゝみきこえ給し
故三宮は二条院におはします東宮をはざる
やむことなき物にをきたてまつりたまて御門きさき
いみしうかなうししたてまつりかしつききこえさせ給
宮なればうちすみをせさせたてまつり給へと猶心やすき
古さとにすみよくし給なりけり御元服し給ては
兵部卿ときこゆ女一の宮は六条院南のまちの
ひんかしのたいを其世の御しつらひあらためす
おはしまして朝夕に恋忍ひきこえ給二宮も
おなしおとゝのしん殿を時々の御やすみ所にし給て
梅つぼを御さうしにしたまふて右のおほい殿の
中ひめ君をえたてまつり給へり

河内本と異同のある箇所には傍線を付した。書陵部本と河内本との差異は微少であり、河内本と定家本とが対立する箇所においては、書陵部本は全面的に河内本の側にある。本文系統の認定としては、書陵部本を河内本であるとした池田氏の指摘はたしかに正しい。勾宮卷全体で見ても、河内本と書陵部本との一致ぶりは顯著である。

しかしながら書陵部本玉鬱巻が直接河内本を書写したものではなく、校合によつて河内本の性格を色濃く持つ本文であつたことを前提にすると、勾宮卷は比較的短い巻であつて校合がほぼ完璧に行われた結果と見ることも可能である。そこで勾宮卷にも校合の跡が残存しているのではないかとの可能性を探つてみると、「むらさきのうへのおほん心よせ」のように河内本では「おほん」を仮名書にする伝本が多いところがある。書陵部本が河内本であるならば、この点においても一致してほしいところである。他に類似の例を挙げてみると、

河内本諸本の伝本略号には □ を付した。

御八講—み八かう【宮尾大鳳兼岩】(1433—02)

冷泉院—れせい院【御宮尾大鳳岩】(1437—05)

右衛門のかみ—衛門督横吉徹証正【大】—ゑもんのかみ

為池肖三【御宮尾鳳兼岩】(1440—10)

河内本諸本の多数伝本は「み」「れせい」「ゑもんのかみ」と

仮名書であるのに対し、本文異同から見れば河内本に認定して差し支えないかに見える書陵部本は、それぞれ「御」「冷泉院」「衛門督」のように、定家本の漢字表記となつてゐる。¹⁰ これらは別語として認識されずに、校合の対象とはならなかつたのではあるまいか。このほかにも、定家本・河内本ともに仮名書となつてゐる次の例において、

きさいの宮—后の宮肖徹証—后宮正（1434—09）
きさいの腹のは—后はらのは徹証正（1440—04）

「徹正」の二本が書陵部本ともども漢字表記となつてゐるのが注目される。両本とも玉臺卷において、校合前の書陵部本に近い本文を持つ伝本として取り上げたものである。しかも「徹」すなわち句宮卷の正徹本は、この部分に限らず、書陵部本と細部に至るまで一致を見せる特異な伝本である。河内本に一致するところはもちろんのこと、書陵部本の独自異文に見える場合でも、そのほとんどは正徹本も異同を共有しているのである。¹¹

このように見てくると、わずかな例ではあるものの、次に挙げるものは、河内本との校合から漏れた例として認定可能になつてこよう。

の、しるーの、しりし横柳池肖三吉徹証正【宮】ーの、

しり為【御尾平鳳兼岩】ーの、しり〈給し〉【大】（1431—05）

世の人は一世人は肖三徹証正（1436—12）

句宮卷全体から見ればわざかな、埋もれてしまつても仕方のない異同ではある。それほどまでに書陵部本句宮卷は、河内本になりおせた。だが材料と条件さえ整えば、その本文が成立した背後にあつた諸事情を窺うことは可能である。

注

（1）日本古典文学大系『源氏物語』一～五、岩波書店、一九五八～六三年。

（2）注（1）と同じ。

（3）池田利夫「三条西家青表紙証本の問題点」、『源氏物語の文献学的研究序説』、笠間書院、一九八八年、初出は一九八五年。

（4）片桐洋一「『源氏物語』三条西家本を論じて別本に及ぶ」、『古筆と源氏物語』、八木書店、一九九一年、『源氏物語以前』（笠間書院、二〇〇一年）所収。

（5）ミセケチや補入による本文修正後の形を挙げる。

（6）天理図書館善本叢書『源氏物語諸本集一』（八木書店、一九七三年）所収の、伝二条為氏筆薄雲・朝顔卷などで確認できる。

（7）定家本（大島本）「おはしけめ」には、多くの本に「おはしましけめ」の異文がある。

（8）加藤洋介「大島本源氏物語の本文成立事情—若菜下巻の場合—」

- (9) 『大島本源氏物語の再検討』中古文学会関西部会編、和泉書院、二〇〇九年十月、同「奥入付載の定家本源氏物語—飯島本藤袴巻の場合—」(『詞林』第48号、二〇一〇年十月)、同「奥入付載の定家本源氏物語 飯島本若菜下・夕霧・総角巻の場合—」(『源氏物語の展望』第十輯、三弥井書店、二〇一一年九月)を参照。
- (10) 描著『河内本源氏物語校異集成』、風間書房、二〇〇一年。
- (11) 定家本については「大・横・為・榦・池・肖・三・吉・正」の諸本を参照したが、「れせい院」は「池三吉」の三本、「ゑもんのかみ」は「為池肖三」の四本に見られる。
- (12) 室町期の定家本系統の伝本には、ほかにも匂宮巻が河内本である本が現存するかもしれない。本稿で正徹本として取り扱っているのは宮内庁書陵部蔵本であるが、他に正徹本と称される国文学研究資料館蔵本などは、河内本としての性格を持たない。ことは正徹本とされる諸本の問題であるが、なお後考を期したい。

(かとう・ようすけ 本学教授)